

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

法令名	北海道立アイヌ総合センター条例
根拠条項	第10条
許認可等の種類	模写品等の刊行等の承認
法令の定め	[北海道立アイヌ総合センター条例] 第10条 アイヌ総合センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。
審査基準	次の各号の基準のいずれかに該当する場合は、模写品等の刊行等の承認をしない。 1 使用目的がアイヌ総合センターの設置目的に反するとき 2 アイヌ総合センター資料を模写し、模造し、撮影し、または複写する過程において、資料の保存に悪影響が生ずるおそれがあると認められるとき 3 刊行等が社会通念上好ましくないと認められるとき 4 著作権保護期間内のアイヌ総合センター資料に係る著作権者の承認を証明できる書類が添付されていないとき 5 その他アイヌ総合センターの管理運営上支障があると認められるとき
標準処理期間	総期間 10日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・丹 (道立アイヌ総合センター) 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・丹 (環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課)
処分担当課	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 (電話番号：011-204-5185 [直通])
申請先	道立アイヌ総合センター (電話番号：011-221-0462) (指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会)
問い合わせ先	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 (電話番号：011-204-5185 [直通])
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/shinsakijun.htm)